

兵庫県立丹波の森公苑 管理水準書

令和7年8月
兵庫県 県民生活部

目 次

I	施設の概要	1
II	施設管理運営方針の遵守	4
III	維持管理	4
1	施設管理	5
(1)	建物管理	5
(2)	工作物管理	5
(3)	電気設備	6
(4)	空調設備	7
(5)	給排水設備等	8
(6)	消防及び防災設備	8
(7)	昇降機設備	8
(8)	ホール関連設備	10
(9)	危険物貯蔵所	11
(10)	その他	11
2	公用車の管理	11
3	通信機器類の管理	12
4	清掃等	13
(1)	建物清掃	13
(2)	敷地内清掃	13
(3)	廃棄物の処理	13
5	備品管理	14
6	警備	14
7	駐車場	14

別添資料（1～16）

I 施設の概要

1 名 称

兵庫県立丹波の森公苑

2 場 所

兵庫県丹波市柏原町柏原 5600

3 敷地面積

359, 395. 99 m²

※一部の土地について、丹波市が「地籍調査」を実施中のため、若干変動の可能性あり

4 建物概要（建物面積：5, 953. 74 m²）

（1）生活創造センター管理情報棟（本館）

- ① 建築年月：平成 7 年 11 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート造、瓦葺
- ③ 延床面積：1, 069. 33 m²

（2）生活創造センター研修創作棟（本館）

- ① 建築年月：平成 7 年 11 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート造、瓦葺
- ③ 延床面積：1, 142. 36 m²

（3）生活創造センター渡り廊下

- ① 建築年月：平成 7 年 11 月
- ② 建築構造：鉄骨、瓦葺
- ③ 延床面積：53. 28 m²

（4）生活創造センタープロパン庫

- ① 建築年月：平成 7 年 11 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート、スレート葺
- ③ 延床面積：5. 16 m²

（5）ホール棟

- ① 建築年月：平成 8 年 3 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート、瓦葺
- ③ 延床面積：2, 996. 26 m²

（6）里山スクエア（コワーキングスタジオ）

- ① 建築年月：平成 8 年 3 月
- ② 建築構造：木造、メッキ鋼板葺、モルタル塗り
- ③ 延床面積：123. 64 m²

（7）里山スクエア（キッチンスタジオ）

- ① 建築年月：平成 8 年 3 月
- ② 建築構造：木造、メッキ鋼板葺、モルタル塗り
- ③ 延床面積：86.64 m²

(8) クラブハウス

- ① 建築年月：平成 9 年 3 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート、瓦葺、樹脂吹付
- ③ 延床面積：252.00 m²

(9) 倉庫

- ① 建築年月：平成 8 年 3 月
- ② 建築構造：鉄骨、メッキ鋼板葺
- ③ 延床面積：66.00 m²

(10) 倉庫

- ① 建築年月：平成 9 年 3 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート造、コンクリート打ち放し
- ③ 延床面積：18.86 m²

(11) 倉庫

- ① 建築年月：平成 9 年 3 月
- ② 建築構造：鉄筋コンクリート、コンクリート打ち放し
- ③ 延床面積：17.34 m²

(12) 車庫兼倉庫

- ① 建築年月：平成 9 年 3 月
- ② 建築構造：軽量鉄骨、スレート葺、鉄板（金属板）張り
- ③ 延床面積：33.21 m²

(13) 車庫兼倉庫

- ① 建築年月：平成 10 年 3 月
- ② 建築構造：軽量鉄骨、スレート葺、鉄板（金属板）張り
- ③ 延床面積：72.58 m²

(14) 倉庫

- ① 建築年月：平成 11 年 3 月
- ② 建築構造：軽量鉄骨、スレート葺、鉄板（金属板）張り
- ③ 延床面積：17.08 m²



【全体写真】



【ホール内観】



【里山スクエア】

名称			料金	定員(人)	備考
管理情報棟	1階	事務室①	-	-	※1
		展示ギャラリー	無料	-	
	2階	事務室②	-	-	※2
		生活創造グループ 活動コーナー	-	-	生活創造グループのみ利用可能
研修創作棟	1階	子ども室	-	-	
		創作工房	有料	40	
		和室	有料	10	
		多目的ルーム	有料	300	
	2階	セミナー室	有料	60	
		会議室1	有料	20	
		会議室2	有料	10	
		会議室3	有料	30	
ホール棟	-	ホール	有料	705	
		練習室兼楽屋	有料	60	
		楽屋A	有料	12	
		楽屋B	有料	4	
里山スクエア	コワーキングスタジオ	共有スペース①	有料	8	2階共有スペース
		共有スペース②		4	2階玄関となり
		個別スペース①		4	3階和室
		個別スペース②		4	3階洋室
		個別スペース③		2	1階洋室
	キッチン	キッチン	有料	20	
		ダイニングルーム		4	1階洋室
		共有スペース		6	2階
		作業スペース		2	
名称			料金	定員(人)	備考
クラブハウス	-	多目的室	-	18	グラウンド・テニスコートの利用 者のみ利用可能
		更衣ロッカー		各60	
		シャワー		男5 女4	

【兵庫丹波の森協会事務局としての事務室使用について】※1、※2

公募後、事務室①もしくは事務室②の一部について、兵庫丹波の森協会の事務局としてスペースを使用する。具体的な使用スペースについては、3者（新指定管理者、当該協会、県）により協議の上決定する。なお、使用料等の取扱いは以下のとおりとする。

【使用料】 目的外使用料を当該協会から県が徴収する。

【光熱水費】 当該協会から指定管理者が徴収する。

※徴収の考え方（面積按分等）は3者での協議で決定する。

【その他】 協議が必要なものは3者の協議により決定する。

5 主な野外施設

（1）テニスコート

① 面積：約 3,000 m²

② 設備：オムニコート 8面

※ナイター設備なし



【テニスコート】

（2）多目的グラウンド

① 面積：約 21,000 m²



【多目的グラウンド】

6 現行開館時間等

（1）開館時間

9時00分～22時00分

※野外スポーツ施設、里山スクエアは、17時00分まで

（2）休館日

①毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は、その翌日が休館日となる）

②12月29日から翌年1月3日の間で知事が定める日

II 施設管理運営方針の遵守

兵庫県立丹波の森公苑は、県民が豊かな生活を創造するための県民による主体的な活動の拠点施設として設置された施設である。

この施設の設置目的を十分に理解した上で、募集要項「管理運営方針」に基づき、利用者が満足できるよう適正な管理運営を行うものとする。

III 維持管理

施設の特性を考慮し、より質の高い維持水準を保てるよう、必要かつ適正な管理を行うものとする。

建物や設備については、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、常に清潔に保ち、また、機能を正常に保持するために、適正な管理と保守点検を行うものとする。

維持管理業務については、以下に記載する業務水準を参考として費用算定を行い、収支計算書で提案してください。

ただし、必ずしも水準のとおりに行わなければならないというわけではなく、水準とは異なる頻度で業務を行うほうが施設管理の面で優れていると思われる場合は、事業計画書で提案してください。

1 施設管理

施設管理については、利用者が安心して快適に兵庫県立丹波の森公苑を利用できるように、常時良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す設備ごとに、主として目視による日常点検に加え、法定点検や施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施に当たっては、具体的な「兵庫県立丹波の森公苑点検計画」を指定管理者において作成し、管理を行う。

(1) 建物管理

① 対象範囲

兵庫県立丹波の森公苑の建物

② 建築物日常点検・定期点検

ア 日常点検頻度：1回/日

イ 定期点検頻度：6回/年間（2ヶ月ごと）

※現行の設備運転管理業務仕様書（別添1）及び設備巡回点検

仕様書（別添2）は別添

③ 修繕

施設の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕（小規模修繕）を指定管理者が速やかに行う。

大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

【小規模修繕】

消耗品等の交換を含む、施設、設備の劣化若しくは損傷又は機器の性能若しくは機能を支障のない状態まで回復させるもの（100万円未満）。

【大規模修繕】

小規模修繕の範囲を超えるもの。

(2) 工作物管理

① 対象範囲

兵庫県立丹波の森公苑の工作物

② 日常点検・定期点検

- ア 日常点検頻度：1回/日
- イ 定期点検頻度：6回/年間（2ヶ月ごと）

③ 修繕

工作物の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕（小規模修繕）を指定管理者が速やかに行う。

大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

（3）電気設備

① 対象範囲

兵庫県立丹波の森公苑の電気設備

② 定期点検

- ア 定期点検：2回/週

【点検内容】

- ・電気設備（引込設備、受変電設備、配電設備、受・配電盤設備、電気接地線工事設備、電気構造物設備、電気負荷設備、非常用発電機設備、蓄電池設備）の運転監視、機器操作、巡視点検
- ・電気室の整理整頓・清掃
- ・施設内の低電圧路の絶縁状態の監視

- イ 月次点検：1回/月

【点検内容】

- ・電気設備（引込設備、受変電設備、配電設備、受・配電盤設備、電気接地線工事設備、電気構造物設備、電気負荷設備、非常用発電機設備、蓄電池設備）の運転監視、機器操作、巡視点検
- ・保安規程に基づく、月例点検の実施及び電気主任技術者による定期点検
- ・各種警報装置の作動テスト
- ・受電日誌の記録

- ウ 年次点検：1回/年

【点検内容】

- ・主に停電により設備を停止状態にして点検を実施する。
- ・定期点検、月次点検で実施している点検に加えて、以下の点検を実施している。
- ・電気設備（引込設備、受変電設備、配電設備、受・配電盤設備、電気接地線工事設備、電気構造物設備、電気負荷設備、非常用発電機設備、蓄電池設備）の動作試験、絶縁抵抗測定、

内部点検、電圧値と電流値の測定、接地抵抗測定、漏えい電流測定、電圧測定、比重測定、液温測定、発電電圧と周波数の測定

③ 電気設備保安管理・監視業務

- ア 電気事業法第42条第1項に基づく、保安規程を定め、指定管理者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること。
- イ 専門業者等により、施設内の低圧電路の絶縁状態を監視すること。

④ 修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕（小規模修繕）を指定管理者が速やかに行う。

大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

（4）空調設備

別添3「空調設備保守仕様書」のとおり行う。

① 対象範囲

別添4「保守対象機器一覧」のとおり

② 定期点検

別添5「保守作業実施要領」に基づく機能点検を実施する。

日常点検頻度：1回／月

メーカーによる中央監視設備1式保守点検：2回／年

③ 修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕（小規模修繕）を指定管理者が速やかに行う。

大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

④ 空気環境測定

別添6「空気環境測定仕様書」のとおり行う。

実施回数：年6回（隔月）

測定内容：浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流

業務：選任の環境衛生管理技術者による調査が必要

⑤ ばい煙測定業務

別添7「ばい煙測定業務仕様書」のとおり行う。

吸収式冷温水発生機1基の排ガスばい煙測定を年2回実施する。

(5) 給排水設備等

別添8「給水設備点検・清掃仕様書」のとおり行う。

① 対象範囲

ア 兵庫県立丹波の森公苑の給水設備

イ 兵庫県立丹波の森公苑その他の排水設備

② 定期点検等

別添9「給水設備作業項目表」に定めるとおりとする。

③ 修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕（小規模修繕）を指定管理者が速やかに行う。

大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

(6) 消火及び防災設備

別添10「消防用設備点検仕様書」のとおり行う。

① 対象施設

兵庫県立丹波の森公苑の消防設備

② 定期点検等

別添11「消防用設備点検項目表」に定めるとおりとする。

定期点検（総合点検1回、機器点検2回）

消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防法施行令に定める基準に従って有資格者により点検を実施する。

③ 修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕（小規模修繕）を指定管理者が速やかに行う。

大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕工事費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

(7) 昇降機設備

ア 本館エレベーター

① 対象設備

ア 機種

日本オーチス製、ロープ式エレベータ 1基

イ 定員等

乗用 定員 11名及び人荷用 750 kg

ウ 仕様

車椅子仕様、地震時管制運転装置・停電時自動着床装置・火災時管制運転装置・遠隔操作装置（閉じ込め時）付き

② 定期点検等

ア 頻度

点検頻度：4回／年（3ヵ月ごと）

イ 業務内容

技術員又は監督技術者による調整、保守を行う。不時の故障が生じたときは、技術員による適切な処理を速やかに行う。

③ 修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、早急に事故防止の措置を行うとともに、日常的な維持管理に必要な修繕業務を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

イ ホール棟身障者昇降設備

① 対象設備

ア 機種

クマリフト株式会社製、バーチベーター 1基

イ 定員等

乗用 積載 150 kg

ウ 仕様

車椅子仕様、地震時管制運転装置・停電時自動着床装置・火災時管制運転装置・遠隔操作装置（閉じ込め時）付き

② 定期点検等

ア 頻度

点検頻度：1回／月

イ 業務内容

技術員又は監督技術者による調整、保守を行う。不時の故障が生じたときは、技術員による適切な処理を速やかに行う。

③ 修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、早急に事故防止の措置を行うとともに、日常的な維持管理に必要な修繕業務を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

(8) ホール関連設備

① 対象設備

ア 舞台機構

プロセニアムライト、プロセニアムバトン、バトン、オペラカーテン、定式幕、暗転幕、袖幕、ボーダーライト、サスペンションライト、一文字幕、引割幕、天井反射板、スクリーン枠、袖カットマスク、正面反射板、ホリゾントライト、バック幕、ホリゾント幕、側面反射板（上手）、側面反射板（下手）、小追り、落下防止板、昇降手摺り、操作盤、吊物制御盤、床操作制御盤

イ 音響設備

制御機器、電力増幅架、入力パッチ架、音響調整卓、各スピーカー、インターラム機器、各コンセント類、各マイクロホン、音響システム

ウ 調光設備

主幹盤、調光操作部、調光器盤、舞台袖操作部、制御盤、映写室リモコン

② 定期点検

ア 舞台機構

・頻度

点検頻度：4回／年（3ヵ月ごと）

・業務内容

各設備の点検を行い、正常に動作するか等の確認を行う。

※現行の舞台機構設備保守点検業務委託仕様書は

別添 12 のとおり

イ 音響設備

・頻度

点検頻度：1回／年

・業務内容

各設備の点検を行い、正常に動作するか等の確認を行う。

※現行のホール音響設備保守点検業務委託仕様書は

別添 13 のとおり

ウ 調光設備

・頻度

点検頻度：1回／年

・業務内容

各設備の点検を行い、正常に動作するか等の確認を行う。

※現行の調光装置保守点検仕様書及び照明器具保守点検
仕様書は別添 14 のとおり

③ 修繕

設備の破損等の異常を発見したときは、早急に事故防止の措置を行うとともに、日常的な維持管理に必要な修繕業務を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕が発生した場合は、県と協議のうえ修繕費負担区分を決定し、県もしくは指定管理者が実施する。

(9) 危険物貯蔵所

① 対象設備

ホール棟地下タンク

② 定期点検等

定期点検：原則 1 回／1 年以内（1 回／3 年以内）

消防法第 14 条の 3 の 2 の規程に基づき、総務省消防庁から「地下貯蔵タンク等及び移動式貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成 16 年 3 月 18 日付、消防危第 33 号消防庁危険物保安室長通知）で示された方法に従って有資格者により点検を実施する。

※完成検査実施年：平成 7 年 前回点検年月日：令和 3 年 5 月 28 日

(10) その他

別添 15 「害虫等防除業務仕様書」に基づき害虫防除を行い、記録を保管する。

施設名	施工範囲、施工内容	施工回数 (施工時期)
駐車場 を除く 建物周 辺全域	各棟共通 ① 鼠、ゴキブリ、ダニ、チョウバエを対象として、薬剤を散布する。 ② 使用薬剤はスミチオン・DDVP 混合乳剤、ハイチオクス・DDVP 混合油剤（厚生労働省認可薬剤）とし、無臭性の薬剤を使用する。 ③ 駆除方法は乳剤残留噴射、油剤ミストフォッギ噴射、乳剤直接投入（ピット関係）とする。 ④ 薬剤使用量は、乳剤残留噴霧は、50cc/m ² 、油剤ミストフォッギ噴射は 10cc～50cc/m ² （厚生労働省殺虫剤指針による基準散布量）とする。 ⑤ 鼠のトラップ等を用いた駆除は対象外とする。	2回／年(5、11 月)
	保全（パトロール・調査）	5、11月を除く毎 月

※その他害虫多数発生時は上記計画外でも即時処理を実施する。

2 公用車の管理

現指定管理者において、公用車リースを行っている。

施設の立地・特性上、今後も公用車の利用が発生し、引き続きの契約が必要

であると考えられるため、現指定管理者とリース会社との契約を変更し、適切な利用及び管理を行うこと。

(1) 対象車

下表のとおり

(2) 日常点検・定期点検

①日常点検頻度：1回/乗車時

②定期点検頻度：2回/年間（6ヶ月ごと）

車種・排気量	トヨタ アクア (普通乗用・排気量 1,490cc)
リース期間（初度登録）	R7年4月～R8年3月（H25年7月）
総走行距離	100,217km（R7年5月末時点）

車種・排気量	トヨタ ライトエースバン (小型貨物・排気量 1,490cc)
リース期間（初度登録）	R4年11月～R8年11月（H27年11月）
総走行距離	34,611km（R7年5月末時点）

車種・排気量	スズキ キャリイ (軽貨物・排気量 650cc)
リース期間（初度登録）	R4年12月～R8年12月（H30年12月）
総走行距離	12,762km（R7年5月末時点）

3 通信機器類の管理

現指定管理者において、通信機器類（パソコン等）のリースを行っている。

指定管理業務遂行のため、今後も通信機器類の利用が発生し、引き続きの契約が必要であると考えられるため、現指定管理者とリース会社との契約を変更し、適切な利用及び管理を行うこと。

なお、管理においては、特に、兵庫県が定める「兵庫県情報セキュリティ指針」を遵守し、適切に管理を行うこと。

(1) 対象機器類

下図のとおり

名称	台数	リース期間
パソコン	26台	H31年4月～R7年12月
複写機	2台	R4年4月～R9年3月
印刷機	2台	R6年12月～R7年11月

4 清掃等

(1) 建物清掃

施設の機能・美観を保ち、清潔な環境が保たれるよう清掃作業を行う。建物清掃作業は、兵庫県立丹波の森公苑の各材質の特性を十分検討の上、最適の清掃資材を使用すること。

① 適用範囲

創作研修棟、管理情報棟、ホール棟、里山スクエア、クラブハウス

② 頻度

ア 日常清掃：1回/日

イ 定期清掃：4回/年

(2) 敷地内清掃、植栽管理

① 適用範囲

敷地全域

② 頻度

利用状況に応じて適宜

③ 内容

指定管理者は、敷地内の管理を適切に行うこと。

また、敷地内の紙屑、空カン、BIN、落葉、枯枝等の不要物を収集、分類する。清掃及びゴミの集積回数は、利用状況に応じ利用者に不快感を与えないように常に綺麗な状態を維持できるよう設定すること。

敷地内の除草や里山を含め、適切な樹木の管理、獣害防止柵の管理を行うこと。

※現状、近隣自治会との「協定書」(別添16)に基づいた管理を実施

(3) 廃棄物の処理

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)及び所管自治体の関係条例規則等を遵守し、処理すること。

項目	摘要
可燃物 不燃物	1 可燃物とは、紙類、布類、ビニール類をいう。 2 不燃物とは、かん類、びん類、金属類をいう。 2 搬出する可燃物、不燃物は、事業系一般廃棄物として丹波市廃棄物処理施設へ搬入する。
産業廃棄物	1 産業廃棄物とは、廃プラスチック、ガラス陶器類、蛍光灯、乾電池類などをいう。 2 委託業者が据置しているコンテナに集積し、産業廃棄物として処理する。
搬出頻度	1 可燃物は、原則として週2~3回の頻度で搬出する。 2 不燃物は、随時搬出する。
資源ゴミの取扱い	資源ゴミ(新聞紙、段ボール紙、雑誌、パンフレット類、ペットボトル)は無償で搬出する。

5 備品管理

指定管理者は、施設に備え付けの備品について、善良な管理者の注意をもつて管理するものとする。

また、指定管理者が指定管理業務遂行上必要なものとして購入した備品は県に帰属するものとし、購入・廃棄の際には兵庫県に協議を行い、承認を得た上で行うものとする。(使用耐用期間が、おおむね1年以上にわたり、かつ、購入価格等が10万円以上のものをいう。)

○ ベーゼントルファー275 (保守点検が必要。年1回)

6 警備

本施設は機械警備を実施している。

ア 業務の種類

防犯サービス、火災監視サービス、設備監視サービス（空調・給排水・受変電設備）、非常通報サービス

イ 機械警備時間

終日。防犯サービスは開園時間を除く

ウ 防犯カメラによる記録を行う

7 駐車場

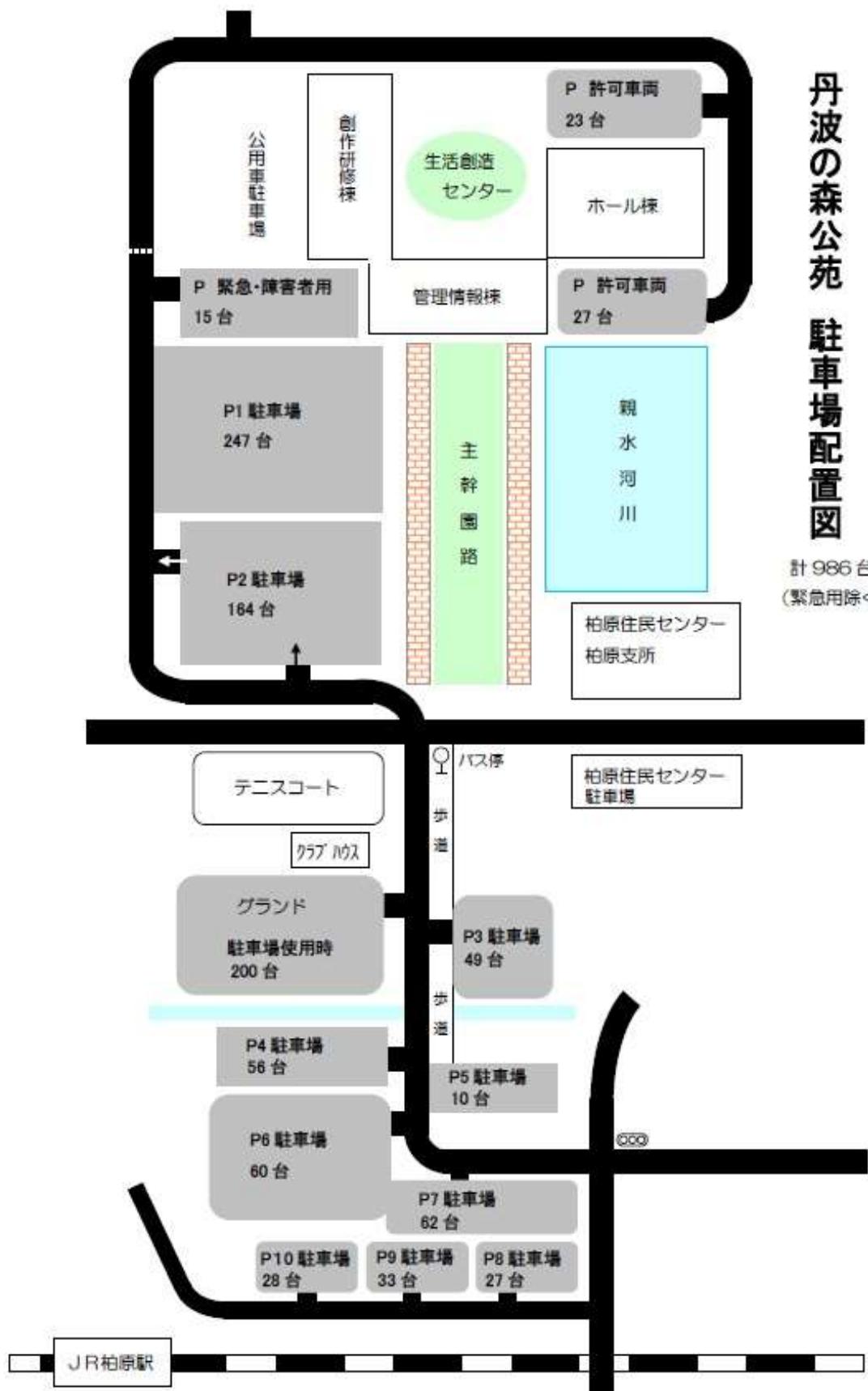
各駐車場の状況は以下のとおり。

なお、駐車場⑥～⑩については、県の他課の所管用地であるため、使用は令和7年度までとする。

区分	駐車可能台数	備考
駐車場①	247	
駐車場②	164	
駐車場③	49	
駐車場④	56	
駐車場⑤	10	
駐車場⑥	60	※使用は令和7年度まで
駐車場⑦	62	※使用は令和7年度まで
駐車場⑧	27	※使用は令和7年度まで
駐車場⑨	33	※使用は令和7年度まで
駐車場⑩	28	※使用は令和7年度まで
駐車場（緊急、障害者用）	15	
駐車場（許可車両①）	23	
駐車場（許可車両②）	27	
グラウンド	200台	駐車場として使用する場合

丹波の森公苑 駐車場配置図

計 986 台
(緊急用除く)



設備運転管理業務仕様書

施設内の各設備の機能を合理的に発揮させ、かつ経済的に運営にあたるよう運転及び保守点検管理業務を行う。

1 業務内容

(1) 施設内に常駐（1名）して下記の運転操作、監視、記録及び報告を行う。

◎ 対象設備

- ① 電気設備（受変電設備、非常用発電機ほか（※外観点検・監視・簡易な処置））
- ② 中央監視設備
- ③ 空調設備（下記項目を含む）
 - ・厳寒期の凍結防止保守運転作業（週2回実施）
 - ・膨張タンクの凍結確認（冬場は常時実施）
 - ・冷房期間中のレジオネラ防止薬剤投入作業（薬剤費は森公苑負担）
 - ・奈落及びピアノ庫除湿器の点検
 - ・重油地下タンクの残量確認及び重油の発注取り次ぎ、給油立会作業
- ④ 給排水衛生設備（下記項目を含む）
 - ・本棟及び里山スクエア棟の週1回塩素濃度等の測定
 - ・外部散水経路における散水使用時及び休止時のバルブ開閉管理
 - ・季節単位或いは会館利用者数に伴う貯水槽水位の高低切替作業
- ⑤ 消防設備（誘導灯、非常灯を含む）
- ⑥ 昇降機設備（エレベーター）
- ⑦ 空調自動制御
- ⑧ 冷暖房装置
- ⑨ 照明器具
- ⑩ その他（自動扉、シャッター、など）

(2) 日常上記各設備を巡回点検し、正常運転の確認、異常の早期発見、故障・異常箇所の応急処置を行う。

(3) 設備点検基準及びメーカーの指示書を基に、上記各設備の実態に即した定期点検を行う。

(4) 上記各設備に関する調整・小修理を実施する。（照明器具の取替を含む）

(5) 営繕業務（建物躯体、壁、建具などの建物に絡む補修）については、設備点検時に極力不良箇所の発見に努め、速やかに報告すること。また、軽微な修繕等については誠意を持って積極的に行う。（消耗品代は森公苑負担）

(6) 設備台帳の管理を行う。

(7) 必要に応じて業者作業の立会いを行う。

2 設備員の勤務時間等

(1) 勤務時間は原則として8時30分から17時30分とし、夜間ホール利用がある場合等は適宜変更する。

(2) 年間の総勤務時間数は、下記のとおりとする。

令和7年度 140日 1,120時間

(3) 受託者は、毎月施設利用の予約状況等を考慮のうえ勤務表を作成し、前月の25日までに丹波の森公苑に提出するものとする。

3 消耗品・雑材料等

下記の消耗資機材等については、丹波の森公苑が負担する。

- ・業務上必要な電気、水道、ガス。
- ・管球類。
- ・修理に必要な部品、パッキン類、ボルト類、ウェス、潤滑油類、ケーブル、照明器具などの諸資材並びに特殊工具類。
- ・予備品（ストレーナー、弁類、ベルト類、グランドパッキン類、電力計など）
- ・記録用紙（中央監視盤他）
- ・上水滅菌剤などの運転管理上必要な諸薬品並びに非常用発電機燃料。
- ・塩素測定用器具等。

4 その他

(1) 受変電設備保守業者による法定停電作業後の設備巡回を行う。

※工事業者による停電作業後の立会作業についての費用については別途協議

(2) 年末年始、会館長期休暇に伴う凍結防止を主とする巡回については、天候等を考慮し年末に実施を協議するものとする。実施時の費用は管理契約に含むものとする。

設備巡回点検仕様書

諸設備の機能維持確認などのため、請負者は次に定める事項を行う。

記

1. 作業

定期的に技術者または監督技術者を派遣し、諸設備の巡回点検を行う。

2. 作業内容・実施回数

巡回点検の作業内容・実施回数は、以下「設備巡回点検作業項目表」の通りとする。

3. 作業報告

作業の都度、作業報告書を提出する。

設備巡回点検作業項目表

対象設備	作業内容	実施回数
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空気調和機（本体、エアフィルター、送風機、電動機） ・冷却塔（基礎、架台、本体、配管、弁・バルブ類） ・制御盤（ブレーカー、スイッチ、ランプ、配線等） ・ポンプ類 ・パッケージ（本体、エアフィルター、操作盤、配管・弁、温湿度調節器） 	外観作動点検 外観作動点検 外観点検 外観作動点検 外観作動点検 1回／2月 1回／2月 1回／2月 1回／2月 1回／2月
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽等（マンホール、通気管、防虫網、水槽、配管、弁） ・ポンプ類 ・制御盤（ブレーカー、スイッチ、ランプ、配線等） 	外観点検 外観作動点検 外観点検 1回／2月 1回／2月 1回／2月
排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・雑排水槽、湧水槽等（マンホール、配管、弁） ・ポンプ類 ・制御盤（ブレーカー、スイッチ、ランプ、配線等） 	外観点検 外観作動点検 外観点検 1回／2月 1回／2月 1回／2月
衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗便器 ・タンク類（ロータンク、ハイタンク、シスター） 	外観点検 外観点検 1回／2月 1回／2月
公用部 電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電灯分電盤（ブレーカー、スイッチ、ランプ、配線等） ・弱電盤 ・自動点滅器 ・避雷針、アンテナ ・照明設備（管球等） 	外観点検 外観点検 外観点検 外観点検 外観点検 1回／2月 1回／2月 1回／2月 1回／2月 1回／2月
消防用 設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自火報受信機、消火栓等の制御盤 ・表示灯、誘導灯、誘導標識 ・電鈴 ・防火扉、シャッター ・消火器 	外観点検 外観点検 外観点検 外観点検 外観点検 1回／2月 1回／2月 1回／2月 1回／2月 1回／2月

空調設備保守仕様書

空調設備等の機能保全のため、請負者は次に定める事項を行う。

記

1. 保守作業

別紙「保守対象機器一覧」にある空調設備機器に対し、別紙「保守作業実施要領」に基づく機能点検を実施し、機器の異常を点検する日常点検を月1回実施する。

また、メーカーによる中央監視設備（アズビル s a v i c - n e t F X 2 c o m p a c t システム）1式の保守点検を年2回実施する。

2. 故障対応

故障（全館停電後の復旧対応等を含む）の際、技術者を派遣し適切な処置を行う。この場合の緊急対応費は請負契約に含むものとする。ただし、空調機器全般の故障復旧費用は請負契約に含まないものとする。

3. 作業報告

作業の都度、作業報告書を提出する。

なお、機能点検においては、別紙「保守作業実施要領」に基づく点検項目を満たす報告書を提出する。

「保守対象機器一覧」

クラブハウス

	機 器 型 名	台数	備 考
室 外 機	PUHY-P400DMG9	1	マルチタイプ
室 内 機	PLFY-EP71HMG9	1	
	PLFY-EP80HMG9	1	
	PLFY-EP112HMG9	2	

ロスナイ		
機 器 型 名	数量	
VD-23ZB4	10	
VD-15Z4	2	

里山スクエア棟

	機 器 型 名	台数	備 考
室 外 機	R 2 2 T E S	2	
	R A 3 2 2 X V	1	
	PCZ-ZRMP160K2	1	
	PCZ-ZRMP45SK2	1	
	MULZ-RX3622AS	1	
	PUZ-ZRMP56SFF2	1	
	PUZ-ZRMP40SFF2	1	
	PUZ-ZRMP45SFF2	1	
室 内 機	F 2 2 T T E S W	2	
	F H Y J 7 1 F	1	
	PC-RP80KA18FHY	1	
	PC-RP45KA18	1	
	MLZ-RX3622AS-1N	1	
	PM-RP56FA18	1	
	PM-RP40FA18	1	
	PM-RP45FA18	1	

ロスナイ		
機 器 型 名	数量	
LGH-N15CX2Z	5	

研修創作・管理情報棟

マルチタイプ			
	機 器 型 名	台数	
室 外 機	R Q Y P 2 8 0 D A	9	
	R Q Y P 1 4 0 D A	2	
	R Q Y P 2 2 4 D A	3	
室 内 機	F X Y C P 3 6 M C	5	
	F X Y C P 4 5 M C	3	
	F X Y C P 5 6 M C	2 7	
	F X Y C P 7 1 M C	1 6	
	F X Y C P 8 0 M C	1	
	F X Y S P 7 1 M B	2	
	F X Y S P 9 0 M B	4	

ロスナイ		
	機 器 型 名	数量
	L G H - 2 5 C K S	1
	L G H - N 3 5 R K X 2	1
	L G H - N 5 0 R K X 2	4
	L G H - N 6 5 R K X 2	2
	L G H - N 8 0 R K X 2	5
	L G H - 1 0 0 R K X 2 - 6 0	3
	L G H - N 2 5 R X	2

ホール棟

吸収式冷温水機		
機 器 型 名	数 量	
O L A - 1 8 0 A	1	

エアハンドリングユニット		
機 器 型 名	数 量	
F C H - 7 3 0 K 2	1	
F C H - 3 6 0 K 2	1	
F C H - 2 9 0 K 2	1	

冷却塔		
機 器 型 名	数 量	
容量 1 8 0 トン	1	

	マルチタイプ		
	機 器 型 名	台数	
室 外 機	PUHY-P224DMG7	3	
	PUHY-P280DMG7	1	
	PUHY-P280DMG7	1	
	M U C Z - G 2 2 1 6	1	1F ピアノ室
室 内 機	PDFY-P56GMG7	2	
	PLFY-P36LMG7	5	
	PLFY-P56LMG7	1	
	PLFY-EP71EMG8	2	
	PLFY-P90LMG7	1	
	PDFY-P112GMG7	1	
	PDHY-P45GMG7	1	
	PDFY-P71GNG7	1	
	PEFY-P224MG7	2	
	M S Z - G V 2 2 1 6 - W	1	1F ピアノ室

ロスナイ		
機 器 型 名	数 量	
LGH-N25RKX2	2	
LGH-N25RKX2	3	
LGH-N50RX2	2	
LGH-N80RKX2	1	
LGH-N80RKX2	1	

保守作業実施要領

吸収式冷温水機

項目	実施内容	実施時期
冷房・暖房の切替作業	切替弁等を冷房・暖房の運転に併せてセットする。	4月・10月
機器関係の点検・調整	各機器（ポンプ類・弁類・計器類）が正常に作動するか点検し、調整する。	4月・10月
燃焼系統の点検・調整	正常に燃焼するか点検し、調整する。	4月・10月
燃焼配管系の洩れ点検	外部洩れ及び遮断弁の通り抜けがないか、傷み等がないか点検し、不良の場合は処置する。	4月・10月
インターロックテスト・調整	冷却水温度コントロールや起動・停止の際の各機器の作動が正常かテストし、調整する。	4月・10月
安全装置の点検・調整	各安全装置（凍結サーモスイッチ・冷水差圧スイッチ・再生温度及び圧力スイッチ等）が正常に作動するか点検し、調整する。	4月・10月
容量コントロールの点検・調整	冷温水温度による燃料系統制御弁の容量コントロールが、温度調節器による設定どおり正常に働くかどうか点検し、調整する。	4月・10月
各部総合点検	吸収液・冷媒が正常に循環し、正常な冷凍効果が出ているかまた、安全運転ができるか等総合的に点検する。	4月・10月
煙管掃除	煙管にブラシを通し煤等を除去する。あわせて耐火材の点検と、パッキンの取替を行う。	4月・10月
吸収液分析及び・インヒビター補充	吸収液を分析し、インヒビターを必要量補充して濃度の管理を行う。	年1回

注1：実施月は予定月とし、冷房・暖房の運転開始に併せて調整するものとする。

注2：メーカーにより上記作業を実施する。

冷却塔

項目	実施内容	実施時期
電源ヒューズ又はブレーカーの点検	電源ヒューズ又はブレーカーが正常に働くかを点検、調整する。	4月・10月
絶縁抵抗値の測定	送風機モーターの絶縁抵抗値が正常範囲であるか否かを測定する。	4月・10月
散水器回転状態点検	散水器が正常に回転し、散水を行っているかを確認し、調整する。	4月・10月
ボールタップ作動確認	ボールタップが正常に作動し、給水及び止水されるかを点検し、調整する。	4月・10月
送風機異常音点検	送風機の異常音や軸受部分の異常音がないかを点検する。	4月・10月
水槽の点検清掃	水槽の破損や水漏れを点検し、清掃を行う。又ドレン排水が正常に働いているか否かを点検し、調整する。	4月・10月

注：実施月は予定月とし、冷房・暖房の運転開始に併せて調整するものとする。

エアハンドリングユニット

項目	実施内容	実施時期
電源ヒューズ又はブレーカの点検	電源ヒューズ又はブレーカが正常に働くかを点検、調整する。	4月・10月
絶縁抵抗値の測定	送風機モーターの絶縁抵抗値が正常範囲であるか否かを測定する。	4月・10月
温度調整器の作動確認	温度調整器・制御弁等が正常に作動しているかを点検し、調整する。	4月・10月
電圧・電流の測定	運転電圧及び全電流が正常値であるか否か測定する。	4月・10月
三方弁・ダンパの点検	三方弁・ダンパ等が正常に作動しているかを点検し、調整する。	4月・10月
運転状態の点検	運転音。振動等に異常がないか点検する。	4月・10月
回転方向の確認	送風機の回転方向を確認する。	4月・10月
Vベルト点検	Vベルトの張力・亀裂等を点検し、調整する。	4月・10月
エアフィルター清掃	エアフィルターの清掃を行う。	4月・10月
排水の点検	ドレンパン及びドレン排水管が正常に働いているかを点検・調整する。	4月・10月
総合点検	機器が正常かつ安全に運転しているかを総合的に点検する。	4月・10月

註：実施月は予定月とし、冷房・暖房の運転開始に併せて調整するものとする。

マルチタイプ

項目	実施内容	実施時期
電源ヒューズ又はブレーカの点検	電源ヒューズ又はブレーカが正常に働くかを点検、調整する。	6月・10月
絶縁抵抗値の測定	送風機モーターの絶縁抵抗値が正常範囲であるか否かを測定する。	6月・10月
温度調整器の点検	温度調整器が正常に作動するかを点検し、調整する。	6月・10月
クランクケースヒータの通電確認	クランクケースヒータが正常に働いているかを確認する。	6月・10月
制御箱内機器の作動確認	制御箱内機器が正常に作動するか点検し、調整する。	6月・10月
電圧・電流の測定	運転電圧及び全電流が正常値であるか否か測定する。	6月・10月
各部の温度測定	運転電圧及び全電流が正常値であるか否か測定する。	6月・10月
圧縮機の点検	圧縮機の振動・音を確認し異常がないか点検する。	6月・10月
運転状態の点検	運転音・振動等に異常がないか点検する。	6月・10月
回転方向の確認	送風機の回転方向を確認する。	6月・10月
ガス洩れ点検	冷媒回路においてガス洩れがないか点検する。	6月・10月
保護機器の点検	高圧保護開閉器及び各センサー類の点検を行う。	6月・10月
外装パネル清掃	室外機の外装パネルを清掃する。	6月・10月
エアフィルター清掃	エアフィルターの清掃を行う。	6月・10月
熱交換器点検	熱交換器の汚れを外観点検にて確認する。	6月・10月
総合点検	機器が正常かつ安全に運転しているかを総合的に確認する。	6月・10月

註：実施月は予定月とし、冷房・暖房の運転開始に併せて調整するものとする。

ロスナイ

項目	実施内容	実施時期
電源ヒューズ又はブレーカの点検	電源ヒューズ又はブレーカが正常に働くかを点検、調整する。	6月・10月
絶縁抵抗値の測定	送風機モーターの絶縁抵抗値が正常範囲であるか否かを測定する。	6月・10月
電圧・電流の測定	運転電圧及び全電流が正常値であるか否か測定する。	6月・10月
回転方向の確認	送風機の回転方向を確認する。	6月・10月
エアフィルター清掃	エアフィルターの清掃を行う。	6月・10月
エレメント点検	ロスナイエレメントの点検を行い、汚れがないか、又正常に熱交換が行われているか点検する。	6月・10月

註：実施月は予定月とし、冷房・暖房の運転開始に併せて調整するものとする。

空気環境測定仕様書

ビルの衛生的環境を常時良好な状態に保つため、請負者は次に定める事項を行う。

記

1. 作業

定期的に技術者または監督技術者を派遣し、次の諸業務を行う。

- (1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」施行規則第3条に定められた、空気環境測定作業を行う。
- (2) 環境衛生管理技術者（選任）を派遣し、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第6条に定められた、建築物の環境衛生上の維持管理に関する監督業務を行う。

2. 作業内容

(1) 空気環境の測定

測定点は別紙「空気環境測定ポイント表」によるものとし、測定の項目は次の通りとする。

- ① 浮遊粉塵の量
- ② 一酸化炭素の含有率
- ③ 二酸化炭素の含有率
- ④ 溫度
- ⑤ 相対湿度
- ⑥ 気流

(2) 環境衛生管理技術者（選任）の業務

- ① 建築物の維持管理業務計画（年間管理計画・月間管理計画）の立案
- ② 建築物の維持管理業務の全般的監督
- ③ 環境衛生管理に関する測定、または検査の実施とその結果の評価
- ④ 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- ⑤ 環境衛生管理に必要な意見の具申
- ⑥ 環境衛生管理に必要な諸書類の作成及び関係図面・書類・図書等の保管

3. 作業回数

空気環境測定は年6回（隔月）行う。

4. 作業報告

作業の都度、作業報告書を提出する。

空気環境測定ポイント表

階床	室名称	測定箇所
1 階	多目的ルーム	1
1 階	創作工房	1
1 階	事務室	1
1 階	展示ギャラリー	1
ホール棟1階	ホール客席	1
2 階	会議室3	1
2 階	セミナー室	1
2 階	グループ活動コーナー	1
2 階	事務室	1
—	外気	1
	合 計	10

ばい煙測定業務仕様書

大気汚染防止法施行令第2条（ばい煙発生施設）に基づき吸収式冷温水発生機1基の排ガスばい煙測定を年2回実施する。

記

1. 対象機器

二重効用吸収式冷温水機 川重冷熱工業 OLA-180A
A重油（燃焼能力 冷房 55ℓ 暖房 59ℓ）

2. 測定回数

施行規則第15条に基づき年2回実施（冷房運転時・暖房運転時）

3. 測定項目

- ばいじん濃度
- 全硫黄酸化物濃度
- 窒素酸化物濃度
- 酸素濃度

4. その他

※測定時、2時間程度の冷温水発生機の運転が必要ですが、燃料代は委託者の負担とする。

※作業に際し、重油の成分分析表が必要となります。

給水設備点検・清掃仕様書

給水設備の機能保全のため、請負者は次に定める事項を行う。

1. 対象設備・作業項目・作業回数

請負の対象となる設備、作業項目および作業回数は別紙「給水設備作業項目表」に定めるとおりとする。

2. 作業内容

「給水設備作業項目表」の作業項目の詳細内容は次のとおりとする。

作業項目	作業内容
加圧給水ポンプ点検	メーカーによる機能点検を年2回実施する。
清掃点検	各種水槽の清掃、清掃後の槽内消毒および外観点検。
作動点検	液面制御装置、各種ポンプ、弁類、制御盤の作動状況の点検。
機能点検	外観から、または簡易な操作により判別できる下記事項の機能点検。 (揚水状況、圧力・電流、音・振動、絶縁抵抗、軸受、シールの機能、弁類の作動)
外観点検	目視による設備の損傷・腐食・劣化状況、水漏れの有無、および外観から判別できる事項の点検。
水質点検（注1）	ビル管理法又は水道法に基づく水質検査。
法定検査立会い（注2）	水道法に基づく公的機関の法定検査立会い。
法定検査の支払い代行（注2）	水道法に基づく公的機関の法定検査の受検手続および検査費用の支払い代行。

（注1）：「水質検査」は、建物の規模・用途、給水設備の設備容量によりビル管理法又は水道法が適用される。

（注2）：「法定検査」とは、建物の規模・用途、給水設備の設備容量により水道法に定める簡易専用水道に該当する場合に必要とされる検査をいう。

3. 作業報告

作業の都度、作業報告書を提出する。

給水設備作業項目表

契約対象	設 備	作 業 項 目						
		容量	数量	清掃点検	作動点検	機能点検	外観点検	水質点検
○	受水槽	30 m ³	1槽	1				
—	副受水槽							
—	高架水槽							
○	圧力ポンプユニット				2	2	2	
—	揚水ポンプ							
—	給水ポンプ							
○	制御盤				2	2	2	
—								

契約対象	作 業 項 目
○	法定検査立会い
○	法定検査の支払い代行

注1) 契約対象は、契約対象欄に○印を付したものとする。

注2) 作業の回数は、表中  欄に示すものとする。但し、契約対象外の作業項目は、同欄に一印を記載する。

消防用設備点検仕様書

消防設備の機能保全のため、請負者は次に定める事項を行う。

記

1.点検作業

定期的に技術者または監督技術者を派遣し、消防法第17条3の3に定められた、点検作業を行う。

2.点検回数

点検作業の回数・実施月は、別紙「消防用設備点検項目表」の通りとする。

3.点検内容

設備の種類により、次の点検作業を行う。

点検の種類	点 檢 内 容
作動点検	設置に附置される自家用発電設備または動力消防ポンプの正常な作動状況の点検。
外観点検	設備の機器の適正な配置、損傷等の有無、その他主として外観から判別できる事項の点検。
機能点検	設備の機能を、外観からまたは簡易な操作により判別できる事項の点検。
総合点検	設備の全部若しくは一部の作動、または使用することによる総合的な機能の点検。

4.防火対象物点検

消防法第8条の2の2に定める防火対象物点検を行う。

5.消防訓練

年2回実施する施設の消防訓練の指導、助言及び補助を行う。

6.作業報告

作業の都度、作業報告書を提出する。

消防用設備点検項目表

消防用設備		契約 対象	設置数 量	点検種類			実施回数		
				外観 機能	点検	総合点検	外観 機能	点検	総合点検
消火器	泡消火器	○	2	○	○	○	2回	1回	
	二酸化炭素	○	1	○	○	○			
	強化液消火器（畜圧式）	○	30	○	○	○			
	粉末消火器（10型）	○	56	○	○	○			
自動火災 報知設備	受信器（P-1級 回線）	○	1	○	○	○	2回	1回	
	受信器（P-2級 回線）	○	1	○	○	○			
	副受信器（表示盤）	○	2	○	○	○			
	スポット型感知器（差動式・定温式）	○	73	○	○	○			
	煙感知器	○	163	○	○	○			
	非常警報装置（押しボタン式）	○	33	○	○	○			
	非常警報設備ベル	○	33	○	○	○			
	発信機	○	33	○	○	○			
避難・誘 導設備	誘導灯	○	87	○	○	○	2回	1回	
	非難ハッチ	○	1	○	○	○			
防火扉・ シャッターエ quipment	防火扉	○	12	○	○	○	2回	1回	
	煙連動付シャッター（ヒューズ付・無）	○	22	○	○	○			
	シャッター（ヒューズ付・無）	○	2	○	○	○			
屋内消火栓 設備	加圧送水装置（ポンプ・モーター）	○	1	○	○	○	2回	1回	
	操作盤	○	1	○	○	○			
	消火栓箱	○	22	○	○	○			
	起動用スイッチ	○	33	○	○	○			
	表示灯	○	33	○	○	○			
非常放送 設備	増幅器操作部	○	1	○	○	○	2回	1回	
	スピーカー	○	161	○	○	○			
排煙設備	排煙口	○	2	○	○	○	2回	1回	
	排煙機	○	1	○	○	○			

(注) 契約対象設備は、契約対象欄に○を付したものとする。

兵庫県立丹波の森公苑舞台機構設備保守点検業務委託仕様書

兵庫県立丹波の森公苑の舞台機構設備の維持管理等のため、定期点検の他、対象設備に異常が生じた場合の非常点検等を行う。

1. 設備名 舞台機構設備
2. 設置場所 兵庫県丹波市柏原町柏原 5600 丹波の森公苑ホール内
3. 業務範囲
 - (1) 通常点検 年2回（6月・12月）
 - (2) 総合点検 年2回（9月・3月）
 - (3) 非常点検 対象設備に異常が生じた場合はその都度速やかに対応する。
4. 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
5. 対象設備機器
 - (1) 吊物機構設備仕様

1. プロセニアムライト	電動昇降ドラム巻取式
2. プロセニアムバトン	電動昇降ドラム巻取式
3. バトン－1	手動昇降・C/W バランス式 一文字幕－1共吊り
4. オペラカーテン	固定吊り式
5. 定式幕	電動昇降ドラム巻取式
6. 暗転幕	手引き式
7. 袖幕－1	手動昇降・C/W バランス式
8. ボーダーライト－1	手動紐引開閉式
9. サスペンションライト－1	電動昇降トラクション式 一文字幕－2共吊り
10. バトン－2	電動昇降トラクション式
11. 一文字幕－3	手動昇降・C/W バランス式
12. 引割幕－1	手動昇降・C/W バランス式
13. 天井反射板	手動紐引開閉式
14. スクリーン枠	電動昇降トラクション式
15. 袖カットマスク	電動変角ドラム巻取式
16. 袖幕－2	電動昇降トラクション式
17. サスペンションライト－2	電動昇降トラクション式
18. バトン－3	手動昇降・C/W バランス式
19. バトン－4	手動昇降・C/W バランス式

20. 一文字幕－4	手動昇降・C/W バランス式
21. 引割幕－2	手動昇降・C/W バランス式
	手動紐引開閉式
22. バトン－5	手動昇降・C/W バランス式
23. バトン－6	手動昇降・C/W バランス式
24. 正面反射板	電動昇降トラクション式
25. サスペンションライト－3	電動昇降トラクション式
26. 袖幕－3	手動昇降・C/W バランス式
	手動紐引開閉式
27. ホリゾントライト	電動昇降トラクション式 一文字幕－5 共吊り
28. バトン－7	手動昇降・C/W バランス式
29. バトン－8	手動昇降・C/W バランス式
30. バトン－9	手動昇降・C/W バランス式
31. バック幕	手動昇降・C/W バランス式 手動紐引開閉式
32. ホリゾント幕	手動昇降・C/W バランス式
33. 側面反射板 上手	電動昇降ドラム巻取式
34. 側面反射板 下手	電動昇降ドラム巻取式

(2) 床機構設備仕様

1. 小迫り 電動昇降スクリュウ式
2. 落下防止板 電動開閉チェーン式
3. 昇降手摺り 連動式

(3) 操作・制御機器仕様

1. 操作盤 壁掛け型
2. 吊物制御盤 自立型
3. 床操作制御盤 自立型

6. 報告書の提出

点検終了後速やかに報告書を作成し、提出すること。

7. その他

- (1) 点検の日程については、双方で調整する。
- (2) 故障の際の部品（小部品は除く）の取替及び修理の実費に関しては、双方で協議する。
- (3) 3(3)非常点検にかかる費用については、別途協議とする。

兵庫県立丹波の森公苑ホール音響設備保守点検業務委託仕様書

兵庫県立丹波の森公苑ホール音響設備の維持管理等のため、年 1 回定期点検を実施し、点検時に発見した修復可能な不具合箇所について修繕・修復を行う。

1. 設備名 丹波の森公苑ホール音響設備
2. 設置場所 兵庫県丹波市柏原町柏原 5600 丹波の森公苑ホール内
3. 業務内容
 - (1) 制御機器架点検
 - (2) 電力増幅架点検
 - (3) 入力パッチ架点検
 - (4) 音響調整卓点検
 - (5) 各スピーカー一点検
 - (6) インターカムシステム、各コンセント類点検
 - (7) マイクロホン（3点吊り型、エレベータ型）点検
 - (8) 音響システム設定・調整および修正
4. 報告書 点検終了後速やかに報告書を作成し、提出すること。

調光装置保守点検仕様書

丹波の森公苑

<点検対象>

- | | |
|-------|----------|
| ・主幹盤 | ・調光操作部 |
| ・調光器盤 | ・舞台袖操作部 |
| ・制御盤 | ・映写室リモコン |

<点検項目>

① 外観、構造点検

- ・各部品の状態確認
- ・各接続端子の増締、締付確認
- ・配線、半田付け箇所の確認
- ・各コネクター部の確認
- ・表示灯の確認
- ・内部清掃

② 機能、動作確認

- ・操作卓の機能、動作の確認
- ・フェーダ動作の確認
- ・負荷点灯確認

③ 電気特性試験

- ・絶縁抵抗測定
- ・各電源電圧測定
- ・調光レベルに対する調光器出力電圧の測定
- ・各フェーダ目盛に対する液晶表示の測定
- ・各種波形測定

照明器具保守点検仕様書

丹波の森公苑

＜点検対象＞

- ・ボーダーライト(第1、第2)
- ・サスペンションフライダクト(第1、第2、第3)
- ・アッパー・ホリゾントライト
- ・プロセニアムサスペンションフライダクト
- ・天井反射板ライト
- ・フロアコンセント
- ・シーリングライト
- ・フロントサイド(上手、下手)
- ・クセノン・ピンスポットライト
- ・ジョイントボックス
- ・ケーブルリール

＜点検項目＞

- ・ケーブル損傷、亀裂確認
- ・ケーブルモツレ、タルミ確認
- ・各接続端子増締、締付確認
- ・コンセント、プラグ破損確認
- ・絶縁抵抗測定(負荷回路)

害虫等防除業務仕様書

常時衛生的で良好な環境保全のため、請負者は次に定める事項を行う。

記

1. 防除作業

- (1) 定期的に技術者または監督技術者を派遣し、別紙「害虫等防除作業実施要領」に基づき作業を行う。
- (2) 作業は事前に生息状況等を十分に調査し、最適な防除計画に基づき行う。
- (3) 作業の実施にあたっては、発注者と事前に十分打合せのうえ安全確保を図る。

2. 作業内容・実施回数

- (1) 害虫等の生息種、密度、行動圏等により、化学的・物理的駆除を実施し、作業の終了後は、防除の効果を確認する。
- (2) 前(1)項の作業に加え、定期的な調査・保全を行い害虫等の生息しない環境を維持する。
- (3) 前(1)、(2)項の作業は、防除年2回・保全年10回行う。

3. 作業の報告

作業の都度、作業報告書を提出する。

害虫等防除作業実施要領

対象	鼠・ゴキブリ・ダニ・チョウバエ	
期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
施工条件	時間制限	発注者との打合せによる
	施工日	発注者との打合せによる
施工区分	駐車場を除く建物周辺全域	
	建物面積	5,727.51m ²
施工種類	一式施工	
施工方法	残留噴霧	
使用薬品	クマリン系・シリロシド・有機燐剤・ピレトリン系・ポリプロデン	

備考

- ① 防除対象害虫は上記の一般衛生害虫とする。
- ② 使用薬剤はスミチオン・DDVP混合乳剤、ハイチックス・DDVP混合油剤（全て厚生労働省認可薬剤）とする。また乳剤については無臭性の薬剤を使用する。
- ③ 駆除方法は乳剤残留噴射、油剤ミストフォッギ噴射、乳剤直接投入（ピット関係）とする。
- ④ 薬剤使用量は、乳剤残留噴射は、50cc/m²、油剤ミストフォッギ噴射は10cc～50cc/m²（厚生労働省殺虫剤指針による基準散布量）とする。
- ⑤ 鼠のトラップ等を用いた駆除は対象外とする。

防除業務年間計画表

業務・月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
駆除作業施工		○						○				
保全（パトロール・調査）	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○

備考

- ①施工回数は、上記の通り、全域定期殺虫作業を2回、保全点検作業を10回実施する。
- ②その他害虫多発時は上記計画外でも即時処置を実施する。

写

協定書

丹波市柏原町室谷自治会農会長（以下「甲」という。）、丹波市柏原町北中自治会農会長（以下「乙」という。）及び財団法人兵庫丹波の森協会理事長（以下「丙」という。）は、甲と丙との間で交わした平成15年2月15日付協定書に基づき設置した丹波の森公苑里山における野生動物防護柵（以下「防護柵」という。）の保守について、次のとおり協定する。

第1条 甲、乙及び丙は共同して巡回を行い防護柵の破損状況を点検するものとする。

2 巡回の時期は、甲、乙、丙協議して決めるものとする。

第2条 防護柵の補修が必要な場合は、原則として補修作業は甲及び乙が担い、補修に必要な資材の費用は丙が負担するものとする。

2 災害発生時等大規模な補修が必要な場合は、前項の規定にかかわらずその都度協議するものとする。

第3条 この協定に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、各々記名押印のうえ1通を所持する。

平成23年5月18日

甲 丹波市柏原町室谷自治会

農会長 岩本



乙 丹波市柏原町北中自治会

農会長 中井正治



丙 財団法人兵庫丹波の森協会

理事長 辻 重五郎

